

長浜市告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定によりながはま文化福祉プラザ及び長浜まちづくりセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名 称 公益社団法人長浜市シルバー人材センター
所在地 長浜市小堀町375番地の1
- 2 指定をした日
令和8年4月1日
- 3 委託をした日
令和8年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 委託した公金事務に係る歳入の種類
ながはま文化福祉プラザ及び長浜まちづくりセンターの使用料
- 6 徴収の方法
現金による